

公害苦情処理手順

- 1 相談受付 木更津市では、環境政策課職員を「公害苦情相談員」(公害紛争処理法第49条第2項、木更津市環境保全条例第55条)に任命し、市民から電話等で寄せられる苦情相談を受けています。
- 2 調査 相談員は、相談内容について相談者から事情を聴取し、原因特定のための調査を行います。
また、必要に応じて関係機関との調整を行います。
- 3 改善指導 苦情の原因が、事業活動で活動内容について法令や条例等で規制されているものは、原因者である事業者に対し改善指導を行います。例えば、規制基準を超えた大きな騒音を出している工場等に対しては、騒音を基準値以下まで下げるよう改善指導を行います。
- 4 解決・事後確認 相談者に経過説明し、その後必要に応じ現場パトロール等を行い、状況確認します。

※個人活動が原因となるもの、例えば家庭用のエアコン室外機からの騒音については、法令等の定めはありません。このような場合は、当事者間の話し合いでの解決を図ることになります。当事者間での話し合いで解決できない場合は、「公害紛争処理法」で規定されている第三者機関で解決を図ることとなります。

木更津市環境部環境政策課 保全係